○財務省令第七十五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

八　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約第二十一条のA6

附　則

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書（平成二十六年条約第十五号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

告示

○総務省告示第三百十四号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十六年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十六年九月十九日

総務大臣　山本　早苗

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九三一〇
			北斗市	○・○六九〇
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・九五七〇
			勇払郡厚真町	○・○四三〇
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・三八五〇
			石狩市	○・六一五〇
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・八八九二
			塩竈市	○・○五七七
			多賀城市	○・○二八一
			宮城郡七ヶ浜町	○・○二五〇

福島県	茨城県		千葉県		新潟県	富山県	愛知県		三重県
相馬港	常陸那珂港	鹿島港	木更津港	千葉港	新潟港	伏木富山港	三河港	衣浦港	名古屋港	四日市港
横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	横浜税関鹿島税関支署	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	横浜税関千葉税関支署	東京税関新潟税関支署	大阪税関伏木税関支署	名古屋税関豊橋税関支署	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	名古屋税関	名古屋税関四日市税関支署
相馬市 相馬郡新地町	ひたちなか市 那珂郡東海村	鹿嶋市 神栖市	木更津市 君津市 富津市	千葉市 市川市 船橋市 習志野市 市原市 袖ケ浦市	新潟市 北蒲原郡聖籠町	高岡市 射水市	豊橋市 田原市	半田市 碧南市 高浜市 知多郡武豊町	名古屋市 東海市 知多市 弥富市 海部郡飛島村	四日市市 三重郡川越町
○・○五九五 ○・九四〇五	○・五五五六 ○・四四四四	○・一〇〇〇 ○・九〇〇〇	○・一三三五 ○・六二五一 ○・二四一四	○・三八八一 ○・○〇六八 ○・○四三六 ○・○一〇六 ○・三二六九 ○・二二四〇	○・五二三一 ○・四七六九	○・一八〇三 ○・八一九七	○・八二七九 ○・一七二一	○・二六八九 ○・四四八〇 ○・〇六三五 ○・二一九六	○・四七七二 ○・一一二九 ○・○八〇〇 ○・一三〇〇 ○・一九九九	○・九五九五 ○・○四〇五